

厚生労働省山口労働局発表
平成30年4月18日(水)

担	雇用環境・均等室
当	雇用環境改善・均等推進監理官 原田 竜雄 室長補佐 山本 幸司 (TEL) 083-995-0390

報道関係者各位

「働き方改革サポートオフィス山口」開設のご案内 ～中小企業・小規模事業者等の働き方改革を支援します！～

山口労働局（局長 かねざしよしゆき 金刺義行）は、働き方改革の実現に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「働き方改革サポートオフィス山口」を開設します。

1 働き方改革サポートオフィス山口

開設日：平成30年4月23日(月)

住 所：山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル601号室

電 話：083-976-6227

メール：yamaguchi-tyusyo@mb.langate.co.jp

受託者：ランゲート株式会社

2 支援の内容

社会保険労務士などの専門家を配置し、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを無料で対応いたします。

具体的には、以下の支援を実施いたします。

【個別相談支援】

- 窓口相談、電話、メールなどの一般的な相談を受付
- 企業へ直接訪問し、事業主の方が抱える様々な課題について相談を受付
- 商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等と連携し、各地域での出張相談会の実施

【労務管理セミナー】

- 「時間外上限規制」、「同一労働同一賃金ガイドライン案」への対応の取組みの周知、36協定の締結や就業規則作成に当たっての手法方法、その手法に合わせた労働関係助成金の活用等について、セミナーを開催します。

【添付資料】

- 1 リーフレット「事業主の皆さま『働き方改革サポートオフィス山口』開設のご案内」
- 2 参考資料「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」

「働き方改革サポートオフィス山口」 開設のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【働き方改革サポートオフィス山口】平成30年4月23日（月）開設

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：083-976-6227

メール：yamaguchi-tyusyo@mb.langate.co.jp

住所：山口市小郡高砂町2-11新山口ビル601号室

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーの開催も予定しています。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

等



中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

- ①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善
- ②過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げ
- ③人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特성에応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行うため、民間団体等の委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」(働き方改革サポートオフィス山口)を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともに、商工会議所・商工会・中央会等におけるセミナー・出張相談会を実施する。

また、大規模センターに出張所を設置することも可能とし、より身近な場所できめ細かな相談支援を実施する。

働き方改革推進支援センターの設置

